

令和 8 年度版 ライフプランマニュアルシート

【追 補】

雇用保険の基本手当日額等の上限額等が令和 8 年 8 月 1 日より次のとおり変更されました。(7 頁)

■雇用保険の基本手当日額および賃金日額の変更

②雇用保険から受けられる給付

図表②③、図表②④の下線部が次のように変わりました。

図表②●賃金日額に応じた率（令和 8 年 8 月 1 日～）

賃金日額 年齢	3,203 円以上 5,480 円未満	5,480 円以上 12,120 円以下	12,120 円超 13,490 円以下	13,490 円超
	80%	80%～50%	50%	
60 歳未満	80%	80%～50%	50%	
60～64 歳	80%	80%～45%	45%	

*賃金日額の下限額は 3,203 円。

図表②●賃金日額および基本手当日額の上限額（令和 8 年 8 月 1 日～）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29 歳	<u>14,900 円</u>	<u>7,450 円</u>
30～44 歳	<u>16,540 円</u>	<u>8,270 円</u>
45～59 歳	<u>18,220 円</u>	<u>9,110 円</u>
60～64 歳	<u>17,400 円</u>	<u>7,830 円</u>

*基本手当日額の下限額は 2,562 円。

*年齢区分は離職の日における年齢。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

②雇用保険から受けられる給付

高年齢雇用継続給付の記述の下線部が次のように変わりました。

その月の賃金が支給限度額（397,369 円、令和 8 年 8 月 1 日～）未満であれば、賃金割合に応じて 60 歳以降の賃金の一定割合（最高 10%）が高年齢雇用継続給付として受けられます。

健康保険の高額療養費が令和 8 年 8 月 1 日より変更され、図表④⑤の下線部が次のように変わりました。(1 頁)

図表④ 70 歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	年間上限
標準報酬月額 83 万円以上	<u>270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1% (多数回該当 140,100 円)</u>	<u>1,680,000 円</u>
標準報酬月額 53～79 万円	<u>179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1% (多数回該当 93,000 円)</u>	<u>1,110,000 円</u>
標準報酬月額 28～50 万円	<u>85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1% (多数回該当 44,400 円)</u>	<u>530,000 円</u>
標準報酬月額 26 万円以下	<u>61,500 円 (多数回該当 44,400 円)</u>	<u>530,000 円</u>
住民税非課税世帯	<u>36,900 円 (多数回該当 24,600 円)</u>	<u>290,000 円</u>

図表⑤ 70 歳以上の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額		年間上限
	A	B	
標準報酬月額 83 万円以上	<u>270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1% (多数回該当 140,100 円)</u>		<u>1,680,000 円</u>
標準報酬月額 53～79 万円	<u>179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1% (多数回該当 93,000 円)</u>		<u>1,110,000 円</u>
標準報酬月額 28～50 万円	<u>85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1% (多数回該当 44,400 円)</u>		<u>530,000 円</u>
標準報酬月額 26 万円以下	<u>22,000 円 (年間上限 216,000 円)</u>	<u>61,500 円 (多数回該当 44,400 円)</u>	<u>530,000 円</u>
住民税非課税世帯 II	<u>11,000 円 (年間上限 96,000 円)</u>	<u>25,700 円 (多数回該当 24,600 円)</u>	<u>290,000 円</u>
住民税非課税世帯 I	8,000 円	<u>15,700 円</u>	<u>180,000 円</u>

労災保険の葬祭料（葬祭給付）が令和 8 年 4 月 1 日より変更され、下線部が次のとおり変わりました。(8 頁)

■葬祭料（葬祭給付）

葬祭をした遺族に給付基礎日額の 60 日分または 330,000 円 + 給付基礎日額の 30 日分のいずれか多いほうを支払われます。